

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

|   |             |   |
|---|-------------|---|
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （障害福祉課）     | 一 |
| ○農用地利用配分計画の認可                                     | （農業振興課）     | 一 |
| ○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立                            | （水産業振興課）    | 一 |
| ○保安林の指定の解除  | （森林整備課）     | 二 |
| ○道路の供用開始  | （道路課）       | 二 |
| ○土地改良区役員の就任及び退任の届出                                | （仙台地方振興事務所） | 二 |
| ○土地改良区の定款変更の認可                                    | （同）         | 三 |
| ○土地改良区役員の退任の届出                                    | （北部地方振興事務所） | 三 |
| ○開発行為に関する工事の完了                                    | （建築宅地課）     | 三 |
| 企業局   |             | 三 |
| ○企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程                         |             | 三 |
| 選挙管理委員会   |             | 四 |
| ○政治団体の届出  |             | 四 |
| ○政治団体の届出事項の異動届                                    |             | 四 |
| ○政治団体の解散届   |             | 五 |
| ○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十年分）                         |             | 五 |
| ○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十一年分（令和元年分））                 |             | 五 |
| ○資金管理団体の届出  |             | 五 |
| ○資金管理団体の届出事項の異動届                                  |             | 五 |

ページ

○不在者投票を管理すべき施設の指定の取消しについて

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

## 公安委員会

○道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習の実施について

## 正 誤

○宮城県公報第一七号（令和元年七月二日付け）中

七 六 六 五

## 告 示

○宮城県告示第七七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号      | 事業所の名称及び所在地  | 指定障害福祉サービスの種類            | 設置者名          | 指定年月日        |
|------------|--|--------------------------|---------------|--------------|
| ○四二二八〇〇一七九 | ニチイケアセンター<br>なかにいだ<br>加美郡加美町字裏<br>一四六番三<br>アシス<br>トビル一〇二 | 居宅介護・重度<br>訪問介護・同行<br>援護 | 株式会社ニチ<br>イ学館 | 令和元年九月<br>一日 |

○宮城県告示第七七十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和元年九月二十四日

○宮城県告示第七七十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、鳴瀬加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。  
令和元年九月二十四日

宮城県告示第七百八十号  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
令和元年九月二十四日

一 解除に係る保安林の所在場所  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市唐桑町欠浜一五四の二から一五四の四まで  
二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由  
指定理由の消滅

○宮城県告示第七百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年九月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和元年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|       |       |                                     |                 |
|-------|-------|-------------------------------------|-----------------|
| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                             | 供用開始年月日         |
| 県道    | 相馬亘理線 | 亘理郡山元町坂元字磯作五六番地先から同郡同町坂元字新大檀五一番地先まで | 令和元年九月二十六日午前十一時 |

○宮城県告示第七百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、富谷北部土地改良区役員の内任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和元年九月二十四日

一 就任した者

| 就任年月日     | 氏名       | 住 所                  | 役職名 |
|-----------|----------|----------------------|-----|
| 令和元年六月十四日 | 浅野 鐵 夫   | 富谷市一ノ関段ノ沢十一番地        | 理事  |
| 令和元年六月十四日 | 佐藤 克 彦   | 富谷市二ノ関内ノ目五十五番地       | 理事  |
| 令和元年六月十四日 | 早坂 幸 道   | 富谷市三ノ関馬場沢下百八番地       | 理事  |
| 令和元年六月十四日 | 熊谷 和 美   | 富谷市志戸田三ヶ森十四番地        | 理事  |
| 令和元年六月十四日 | 佐々木 惣 一郎 | 富谷市西成田白鳥六番地          | 理事  |
| 令和元年六月十四日 | 大内 利 勝   | 黒川郡大和町落合舞野字仁和多利八十六番地 | 理事  |
| 令和元年六月十四日 | 赤間 良 一   | 黒川郡大和町宮床字山崎七番地の二     | 理事  |
| 令和元年六月十四日 | 鎌田 勲     | 黒川郡大和町宮床字仁田百十六番地の一   | 理事  |
| 令和元年六月十四日 | 熊谷 吉 之   | 黒川郡大和町小野字白久保三十四番地    | 理事  |
| 令和元年六月十四日 | 北目 善 一郎  | 富谷市富谷新町十五番地          | 監事  |
| 令和元年六月十四日 | 高橋 信 一   | 黒川郡大和町落合舞野字上舞野西二十六番地 | 監事  |

二 退任した者

| 退任年月日      | 氏 名    | 住 所                | 役職名 |
|------------|--------|--------------------|-----|
| 令和元年五月三十一日 | 相澤 良 悦 | 富谷市志戸田三ヶ森六番地       | 理事  |
| 令和元年五月三十一日 | 相澤 秀 一 | 黒川郡大和町落合舞野字上舞野東七番地 | 監事  |
| 令和元年六月十三日  | 浅野 忠 美 | 黒川郡大和町宮床字中原百四十五番地  | 理事  |
| 令和元年六月十三日  | 千葉 功   | 黒川郡大和町宮床字高屋敷五十番地の一 | 理事  |

宮城県仙台地方振興事務所  
所 長 山 口 浩 徳

|           |         |                      |    |
|-----------|---------|----------------------|----|
| 令和元年六月十三日 | 浅野 鐵夫   | 富谷市一ノ関段ノ沢十一番地        | 理事 |
| 令和元年六月十三日 | 佐藤 克彦   | 富谷市二ノ関内ノ目五十五番地       | 理事 |
| 令和元年六月十三日 | 早坂 幸道   | 富谷市三ノ関馬場沢下百八番地       | 理事 |
| 令和元年六月十三日 | 佐々木 惣一郎 | 富谷市西成田白鳥六番地          | 理事 |
| 令和元年六月十三日 | 大内 利勝   | 黒川郡大和町落合舞野字仁和多利八十六番地 | 理事 |
| 令和元年六月十三日 | 熊谷 吉之   | 黒川郡大和町小野字白久保三十四番地    | 理事 |
| 令和元年六月十三日 | 北目 善一郎  | 富谷市富谷新町十五番地          | 監事 |

○宮城県告示第七百八十三号

富谷北部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年九月九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年九月二十四日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口 浩 徳

○宮城県告示第七百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、色麻土地改良区役員の内、次のとおり届出があった。

令和元年九月二十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小野 和 宏

退任した者

|          |       |                   |     |
|----------|-------|-------------------|-----|
| 退任年月日    | 氏名    | 住所                | 役職名 |
| 令和元年九月五日 | 鈴木 正行 | 加美郡色麻町黒沢字土利壇十九番地六 | 理事  |

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和元年九月二十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
角田市角田字中島下五百十九番一、五百二十番一、五百二十一番一、五百二十二番一、五百二十三番一、五百二十四番一、五百二十五番一、五百二十六番一、五百二十七番一、五百七十三番、五百七十五番一、五百七十七番、五百六十二番一の地先の水の一部  
山形県山形市あこや町三丁目八番九号  
株式会社ヤマザワ

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第十二号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年九月二十四日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程（昭和六十三年宮城県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「企業局処務規程」の下に「昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号」を加える。

第二十八条第一項第一号中「五・六七パーセント」を「五・九四パーセント」に改め、同項第二号中「十一・九七パーセント」を「十二・五四パーセント」に改め、同項第三号中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第一構築物及び船舶等の動産の項中「一・〇八」を「一・一」に改め、同表備考第八号中「二・一六パーセント」を「二・二二パーセント」に、「三・二四パーセント」を「三・三三パーセント」に、「一・六二パーセント」を「一・六五パーセント」に、「四・三二パーセント」を「四・四パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和元年十月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この管理規程の施行の日前に貸し付けた財産の貸付けに係る貸付料については、当該貸付けに係る契約の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。
- 3 この管理規程の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和元年九月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日      |
|------------|--------|----------|-----------------|------------|
| 安部たかし松島後援会 | 奥山 勝夫  | 鈴木 絃子    | 宮城県松島町磯崎字長田八〇一五 | 令和元年八月一日   |
| 大内けい子後援会   | 門馬 八郎  | 門馬 正一    | 柴田郡村田町大字沼辺字寄井一二 | 令和元年七月十七日  |
| 小野あさこ後援会   | 小野 明子  | 小野 光行    | 巨理郡巨理町字西郷二五九一   | 令和元年八月十五日  |
| おぶち洋一郎後援会  | 浅川 紀明  | 小渕 松美    | 宮城県利府町花園三一九一    | 令和元年八月二十六日 |
| 加藤博子後援会    | 伊藤紀代子  | 植田 紗良    | 岩沼市土ヶ崎一三二五      | 令和元年八月三十日  |
| 菅野マホ後援会    | 齋藤 壽   | 菅野 邦子    | 角田市角田字寺前一三九一三   | 令和元年八月一日   |
| 菊地利衛後援会    | 菊地 利衛  | 菊地 利衛    | 角田市花鳥字三森一三八     | 令和元年八月二十三日 |
| さわい俊一後援会   | 沢井 俊一  | 沢井 清子    | 巨理郡巨理町字祝田四八     | 令和元年八月二十九日 |

鈴木あつし後援会 森 俊博 門澤 俊夫 巨理郡巨理町字中町二七

令和元年 八月八日

○宮選管告示第百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和元年九月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名 | 異動事項     | 新    | 旧     | 異動年月日    |
|----------------|--------|----------|------|-------|----------|
| 自由民主党宮城県電気通信支部 | 結城 澄雄  | 会計責任者の氏名 | 太田 守 | 渋谷 悦男 | 令和元年八月一日 |

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 異動事項       | 新             | 旧               | 異動年月日        |
|---------------|--------|------------|---------------|-----------------|--------------|
| 荒川洋平後援会       | 荒川 洋平  | 主たる事務所の所在地 | 名取市関上一二       | 名取市美田園四二一七      | 平成三十一年三月二十一日 |
| さとう一郎後援会      | 八巻 義信  | 代表者の氏名     | 八巻 義信         | 佐藤 一郎           | 令和元年八月二十三日   |
| すずき新津男後援会     | 鈴木新津男  | 主たる事務所の所在地 | 多賀城市高橋二一五二八   | 多賀城市高橋二一五三一     | 令和元年六月十二日    |
| 仙台歯科医師連盟      | 駒形 守俊  | 代表者の氏名     | 駒形 守俊         | 酒井 信            | 令和元年七月一日     |
| 高橋けい後援会       | 時田久仁夫  | 主たる事務所の所在地 | 加美郡加美町字矢越二七七一 | 加美郡加美町字旧館一六九一   | 令和元年八月十六日    |
| とうほく未来創生      | 熊谷 一平  | 政治団体の名称    | とうほく未来創生      | みやぎ未来創生         | 令和元年六月二十一日   |
| につた秀和七ヶ浜町後援会  | 伊藤 栄喜  | 代表者の氏名     | 伊藤 栄喜         | 伊藤 喜憲           | 令和元年八月二十日    |
| 日本弁護士政治連盟仙台支部 | 高橋 春男  | 代表者の氏名     | 高橋 春男         | 角山 正            | 令和元年八月一日     |
| ます和也後援会       | 枡 和也   | 主たる事務所の所在地 | 柴田郡大河原町字東新町四一 | 柴田郡大河原町字金ヶ瀬字川根二 | 令和元年七月二十六日   |
|               |        | 代表者の氏名     | 枡 和也          | 杉本 五郎           |              |

氏 名  
 守屋 もりたけ 後援会 守屋 守武 主たる事務 気仙沼市松崎片 気仙沼市赤岩館 令和元年  
 所の所在地 浜一〇六一六九 下一 八月二十五日  
 備考 とうほく未来創生は主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更

○宮選管告示第百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治  
 団体が解散した旨届出があった。

令和元年九月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治 団 体 の 名 称 代表者の氏名 解散年月日

おおち洋一郎後援会

阿部 哲 令和元年八月二十二日

○宮選管告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平  
 成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと  
 り公表する。

令和元年九月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(その他の政治団体)

おおち洋一郎後援会

報告年月日 31. 3. 5 (1. 8. 22解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平  
 成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ  
 の要旨を次のとおり公表する。

令和元年九月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(その他の政治団体)

おおち洋一郎後援会

報告年月日 1. 8. 26 (1. 8. 22解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資  
 金管理団体の届出があった。

令和元年九月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団 資金管理団 主たる事務所の所在地 指定年月日  
 体の届出を 体の届出を 名 称  
 した者(代 表者)の氏 名 公職の種類

柘 和也 宮城県議会議員

ます和也後援会 柴田郡大河原町字東新町四一 令和元年  
 七月二十九日

○宮選管告示第百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のと  
 おり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和元年九月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団 資金管理団 異動事項 新 旧 異動年月日  
 体の届出を した者の氏 名 称

荒川 洋平 荒川洋平後援会

主たる事務 名取市閑上一一 二 名取市美田園四一 平成三十一年  
 所の所在地 一七 三月二十一日

守屋 守武 守屋もりたけ後  
 援会

主たる事務 気仙沼市松崎片 浜 気仙沼市赤岩館下 令和元年  
 所の所在地 一〇六一六九 一 八月二十五日

○宮選管告示第百十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和元年九月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。  
別表第一 医療法人宏人会木町病院、岩切病院の項を削る。

附 則

この告示は、令和元年九月二十四日から施行する。

○宮選管告示第百十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 気仙沼市立病院の項中「気仙沼市田中一八四番地」を「気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二二に改める。

別表第一の二 介護老人保健施設グリーンヒルズの項中「塩竈市西玉川町一番一六号」を「塩竈市西玉川町一番二八号」に改める。

別表第二 特別養護老人ホーム白東苑の項中「同 市太白区四郎丸字大宮二六番地の一」を「同 市太白区四郎丸字大宮二六番地の三」に改める。

附 則

この告示は、令和元年九月二十四日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第百一十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習等について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により、次のとおり実施する。

令和元年九月二十四日

一 実施日時

(一) 講習

令和元年十一月二十八日（木）及び同月二十九日（金）の二日間  
各日午前八時四十五分から午後五時まで

(二) 修了考査

令和元年十二月六日（金）午前九時から午前十時まで

二 実施場所

(一) 講習

宮城県仙台市青葉区上杉三丁目三番一号 バレス宮城野

(二) 修了考査

講習場所と同じ

三 駐車監視員資格者講習の受講手続

(一) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習申込書 一通

駐車監視員資格者講習申込書（以下「受講申込書」という。）は、令和元年十月一日（火）から同月三十一日（木）の午前九時から午後五時までの間に、宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係及び宮城県内の各警察署交通課において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日を含む。）を除く。

イ 写真 一枚

申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二二・四センチメートルのもの

(二) 申込期間

令和元年十月一日（火）から同月三十一日（木）の午前九時から午後五時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(三) 申込先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

(四) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先を記載した受講申込書を前記(三)の申込先に提

出又は郵送すること。(郵送については、令和元年十月三十一日までの消印のあるものに限りに受け付ける。)

(五) 手数料

二万円分の宮城県収入証紙を受講申込書の裏面に貼付すること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

四 講習時の携行品

(一) 駐車監視員資格者講習受講票(駐車監視員資格者講習日までに受講申込書に記載の住所あてに郵送する。)

(二) 筆記用具(講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。)

五 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査終了後、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、当日、合格者には駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付申請手続について教示する。

六 その他

(一) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第五十一条の十三第一項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、二日間(十四時間)の講習を受講後、修了考査(一時間)に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(二) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る交付手数料(九千九百円)が別途必要である。

(三) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第五十一条の十三第一項第二号に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(四) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第五十一条の八第一項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。

(五) 受講人数は、定員を四十名としているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る場合がある。

七 受講に関する問い合わせ先

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 〇二二二二二二一七二一 内線五一四三

正 誤

〇宮城県公報第一七号(令和元年七月二日付け)中

ページ 段 行 正

七 上 二二 特別養護老人ホーム八木山翠風園

誤

特別養護老人ホーム八木山翠風園